



小池雄一

修郎先生の事件簿

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎(さしゅう・しゅうろう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

鈴木一郎 大変だ、大変だ、ベトナム技術者がハノイで312就労ビザを取りたかったのに、ハノイのインドネシア大使館では申請できないって言われたよ。

佐生修郎 ホーチミンでも駄目だよ。日本では大阪インドネシア領事館でも今は申請できないのだ。(2019年2月1日現在)

鈴木 それじゃあ関西支社の社員の就労ビザを取る時にも東京インドネシア大使館で取るしかないのだね。どうしてこんなことが起こるの？

佐生 18年11月に改変した労働省システムTKA ONLINEの仕様だ。

鈴木 よく分からないなあ。何が起きているのさ？

佐生 今までイミグレーション局の「VISA ONLINE」で入力していたビザ関連情報を労働省の「TKA ONLINE」で入力するようになった。

鈴木 就労ビザの申請先の在外公館の情報はね。つまり、どこで就労ビザを取りますか？ という情報のことだね。

佐生 そうだ。その入力画面で選択肢に22カ所の在外公館しか表示されて来ない。そこには、大阪もハノイも無い。従来のVISA ONLINEでは134カ所あったから、その異常な少なさが分かるだろう。幸運にも東京やシンガポール、それにバンコ

クもあるから対応策は講じられるとは思うけど、厄介だね。

鈴木 ええっ、そんなことなの？ なぜすぐにTKA ONLINEは選択肢を増やさないのさ？ システム的には簡単なことじゃないか。

佐生 一郎君の言う通りだ。あまり言いたくないけど、選択肢を増やすようにわれわれからも働きかけていく。

大阪領事館で就労ビザ申請できない？

システム的な制約があるのか、政治的な何か理由があるのか全く分からない。引き続き

で前倒しで入力することになることを祈ろう。

佐生修郎 心得えの条

- 一 19年2月1日現在、システム的な制約により大阪インドネシア領事館では就労ビザの申請ができない。東京もしくはシンガポールで取るように調整すること。家族帯同ビザやビジネスビザは従来通り大阪インドネシア領事館で申請取得できる。
- 二 システム変更により、早い段階で住所を入力する。仮住所を入力した場合には、入国後すぐに地域イミグレーションで本住所に住所変更する手続きをすること。

佐生 一方、家族帯同ビザやビジネスビザは従来通りVISA ONLINEでの申請なので、134カ所の選択肢からビザ取得場所を選べるから問題なしだ。

鈴木 それはよかった。その他にも注意点があらんじやない。

鈴木 そんなに早いタイミングで住所なんて決まらないよ。そうすると「仮の住所」を入力することになるよね。

佐生 そうだ。だから、入国後ただちに「本当の住所」を地域イミグレーション局に報告して、ITAS滞在許可の住所変更をしなければなら

ない。

鈴木 分かった。少し面倒だけど励行するようにするよ。新システムで

良くなったのか、悪くなったのか、分からないね。

佐生 ううん。一緒に良く

なことを祈ろう。

佐生 そんなに早いタイミングで住所なんて決まらないよ。そうすると「仮の住所」を入力することになるよね。

佐生 そうだ。だから、入国後ただちに「本当の住所」を地域イミグレーション局に報告して、ITAS滞在許可の住所変更をしなければなら

ない。

鈴木 分かった。少し面倒だけど励行するようにするよ。新システムで

良くなったのか、悪くなったのか、分からないね。

佐生 ううん。一緒に良く

なことを祈ろう。

なことを祈ろう。

なことを祈ろう。

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタップへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。52歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

「修郎先生の事件簿」は、原則、毎月第1水曜に掲載します。